

## 「特定計量器」定期検査のお知らせ

### 〔特定計量器と定期検査について〕

日常生活を送る中で私たちの身の回りにはさまざまな計量器があります。計量法では、特定計量器「はかり」のうち、取引もしくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活に使用される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するために、その構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものです。

〔取引：有償、無償を問わず、商取引（物品の売買）あるいは役務の給付（郵便、運送、荷役）において、はかりを使用する場合をいう。

〔証明：公的機関や業務上他人に対して、はかりで計量した結果を示す場合をいう。

「はかり」は製造された時から年数が経過すると精度が悪くなることがあります。そのため取引・証明に使用している「はかり」は、2年に1度の定期検査に合格したものでなければ使用を認められていません。定期検査に合格した「はかり」には合格証が貼付されます。

### 〔定期検査対象の例〕

- 漁協などで受入れ検査に使用するはかり
- 商店などで魚や肉など商品の販売に使用するはかり
- 農家などで野菜や果物などの庭先販売に使用するはかり
- 学校、保育所、診療・福祉施設などで体重測定に使用するはかり
- 医療機関などで薬の調剤に使用するはかり
- 宅配便の荷物の料金算出に使用するはかり など

### 〔定期検査対象外の例〕

- 家庭用・自家用として使用するはかり
- 浴場、旅館などで体重測定に使用するはかり
- 飲食店などで調理、盛付用に使用するはかり
- 会社などで宅配便や郵便料金の目安を調べるためのはかり など

### 〔検査日程〕

検査実施日：令和2年5月28日（木）

地 区	時 間 帯	実 施 場 所
蛇 浦 地 区	9 : 3 0 ~ 1 0 : 3 0	蛇 浦 漁 業 協 同 組 合 倉 庫
易 国 間 地 区	1 1 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0	易 国 間 漁 業 協 同 組 合 倉 庫
下 風 呂 地 区	巡 回 点 検 の た め 調 整 の う え 実 施	

※各検査場所への運搬が困難な場合（体積が大きい又は取り外しが困難、破損又は精度が落ちる恐れがある、はかりの数が多い等）は個別での対応を致します。

### 〔お問い合わせ〕

産業建設課 産業振興グループ

TEL：0175-35-2111

FAX：0175-35-2403